

提案説明書

1 担当部局名

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課運営指導係 【担当】坂本
電話(011)211-2938 FAX(011)218-5181

2 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称
令和8年度(2026年度)札幌市個別支援計画事業者研修会企画運営業務

(2) 調達案件の内容
別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間
契約締結日から令和9年(2027年)3月12日(金)まで

3 提案を求める事項

以下の項目について具体的な提案を行うこと。

(1) 札幌市個別支援計画事業者研修会の実施

- ①基礎研修
②応用研修

事例とするモデルケースや研修内容については具体的かつ詳細に提案すること。
事例として活用する障がいの種別や程度、家族構成などを詳細に設定し提案すること。
また、主な講師の経歴などについても詳細に提案すること。

(2) 広報活動

参加募集を行う広報媒体などの手法(募集チラシの作成は必須)

(3) 管理・運営体制、スケジュール

本事業を実施する、運営・管理体制(講師やファシリテーター予定者を含む)や会場、スケジュール。

(4) その他

類似業務の実績など、本事業の目的達成のために必要と考えられる項目があれば提案すること。

4 予算規模

1,388千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

なお本事業は札幌市議会において令和8年度予算案が可決された場合に実施する。

5 企画提案に係るスケジュール(予定)

(1) 公募型企画競争参加表明書等提出期限…令和8年(2026年)2月19日(木)17時必着

(2) 企画提案に関する質問票の受付期限………令和8年(2026年)2月19日(木)17時必着

(3) 企画提案書提出期限……………令和8年(2026年)3月6日(金)17時必着

(4) 審査会(書面)開催……………令和8年(2026年)3月10日(火)から
3月19日(木)まで

(5) 審査結果の通知……………令和8年(2026年)3月30日(月)

(6) 契約締結日……………令和8年(2026年)4月上旬

6 参加資格要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、公益法人等(以下「企業等」という。)であり、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 相談支援専門員の要件となる「相談支援従事者研修」について、北海道から指定を受けて実施している法人であり、ケアマネジメントに関する高い知識・経験と研修開催の実績を有していること。

(2) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での応募参加を希望していないこと。

- (3) 企画提案書の提出期限において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(手続き開始決定後の者は除く。)等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 複数企業による共同企業体(JV)ではない者。

7 参加手続きに関する事項

(1) 参加表明書・誓約書の提出

ア 提出期限

令和8年(2026年)2月19日(木)17時必着

イ 受付時間

9時から17時まで(土日・祝日を除く)

ウ 提出方法

下記様式について、持参又は郵送により提出すること。

(ア) 公募型企画競争参加表明書(様式1)

(イ) 誓約書(様式5)

(ウ) 個人情報取扱安全管理基準適合申出書(様式6)

なお、札幌市競争入札参加資格名簿(物品・役務)に登録されていない者については、参加資格要件を満たしているか確認が必要であるため、下記a～dの書類についても併せて提出すること。

a 登記事項証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヶ月前の日以降に発行された、最新の内容のもの。現在事項又は履行事項全部証明書どちらでも可

b 市町村税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヶ月前の日以降に発行された、課税されているすべての項目について、未納がない旨の証明書

※企業等の所在地が札幌市の場合、納税証明書(指名願)を提出すること。札幌市以外の企業等については、各自治体の書類による。

c 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヶ月前の日以降に発行された、未納がない旨の証明書

d 貸借対照表、損益計算書の写し

企画提案書の提出期限の直前2期分(決算期変更により12ヶ月前に満たない決算期がある場合は直前3期分。設立直後で直前1期分の決算しか終えていない場合は直前1期分について、確定している決算書(貸借対照表、損益計算書)を提出すること。

エ 提出先

「1 担当部局名」と同じ。

オ 参加資格の審査

提出を受けた誓約書の内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を口頭または電子メール等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。

なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(2) 企画提案に関する質問の受付

ア 提出期限

令和8年(2026年)2月19日(木)17時必着

イ 提出方法

質問票(様式2)にて、電子メールで提出すること。

提出する場合は、件名を「管理者等研修企画運営業務に関する質問」とすること。

電子メール uneishidou@city.sapporo.jp

ウ 回答方法

質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。

(3) 提案書の提出

ア 提出期限

令和8年(2026年)3月6日(金)17時必着

イ 受付時間

9時から17時まで(土日・祝日を除く)

ウ 提出方法

下記様式について、持参または郵送により提出すること。

なお、下記(1)～(I)については8部提出すること。

また、提出資料は左側にファイリング用の2つ穴を開けること。

(ア) 公募型企画競争申込書(様式3)

(イ) 法人の概要(様式4)

(ウ) 企画提案書

自由様式、A4判片面で作成。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。

(エ) 見積書

自由様式、A4判片面で作成。経費の内訳を記載、消費税相当額も明示すること。

(オ) 辞退届(様式7)

企画競争に参加しない場合に提出すること。

また、上記提出書類の電子データを電子メール(1通4MB以内)にて提出すること。

エ 提出先

(ア) 紙ベース

「1 担当部局名」と同じ。

(イ) 電子データ

障がい福祉課運営指導係アドレスあて

uneishidou@city.sapporo.jp

8 審査

(1) 書面審査

企画提案者に対する審査を実施後、その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

ア 審査実施日

令和8年(2026年)3月10日(火)から3月19日(木)まで

イ 審査項目、配点及び点数の基準

別添「契約候補者選定指針」のとおり。

ウ 質疑応答

企画競争実施委員から企画提案書等に対し質問・確認事項がある場合、審査開始日以降に企画提案者あて電子メールで送付する。企画提案者は指定された期限までに回答を行う。

(2) 契約候補者の選定

上記の評点に基づき、委員の合計最高評価点(100点×委員数)の6割を最低基準点とする。企画競争実施委員会において最低基準点を超えるかつ最も高い評価を得た企画提案者を契約候補者として選定する。

ア 選定手順、評価方法及び評価基準

別添「契約候補者選定指針」のとおり。

イ 審査結果

企画提案者すべてに選定結果を文書で通知する。

9 契約

(1) 契約方法

企画競争実施委員会において選定された契約候補者と札幌市の間で、企画提案内容を元に

協議を行い、協議が整った場合は特定者を相手方とする随意契約により契約を締結する。

(2) 契約条項

別添「契約書案のとおり」

10 疑義の申し立て

(1) 疑義の申し立て

企画提案者は、企画競争への参加資格の審査結果又は提案企画の選定結果に疑義があるときは、それぞれ以下の期間内に書面により疑義の申し立てをすることができる。

ただし、持参により提出するものとし、送付または伝送によるものは受け付けない。

ア 参加資格についての疑義申し立て

審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日(土日・祝日を除く。)以内

イ 選定結果についての疑義申し立て

選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日(土日・祝日を除く。)以内

(2) 申し立てに対する回答

申し立てのあった日の翌日から起算して5日(土日・祝日を除く。)以内に、書面により回答する。

(3) 申し立ての提出先及び受付時間

提出先:「1 担当部局名」と同じ

受付時間:8時45分から17時15分まで(土日・祝日を除く。)

11 その他留意事項

(1) 書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 同一企業等からの複数の企画提案書等の提出は認めない。

(4) 誤字等を除き、応募書類提出後の内容変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には内容変更及び追加を認める。

(5) 書類の著作権は提出者に帰属するが、市が本件の選定の公表用に必要な場合には、市は書類の著作権を無償で使用することができる。

(6) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)の定めるところにより、公開される場合がある。